

## Ⅱ 就学先決定に向けたプロセス

# 1 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

## 【ポイント】

- ▶自立と社会参加を見据えて
- ▶就学先決定のプロセス

### (1) 自立と社会参加を見据えて

- 学びの場等の判断・決定に当たって

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

- 教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場に

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

### (2) 就学先決定のプロセス

- 障がいのある子どもの就学先決定の流れ

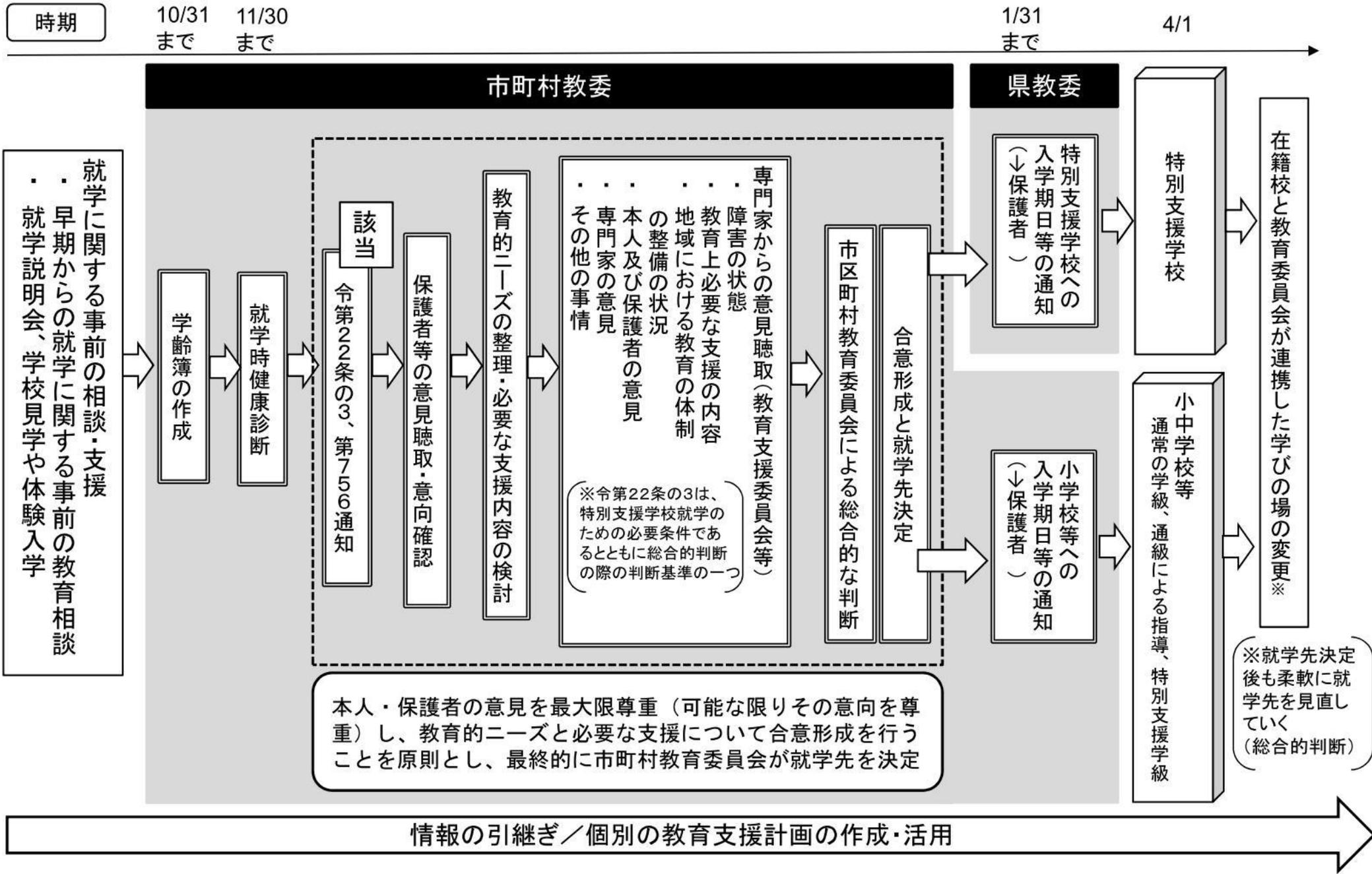
就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

- 就学先を判断していく時の留意事項

障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、」について追求していくために、教育的ニーズにおける特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を把握し、学びの場における提供可能な合理的配慮等を検討し、総合的に学びの場を検討していくことが大切です。

留意すべき事として、障がいの状態だけで判断しないようにする事が大切になります。市町村教育委員会は、各地域にある特別支援学校のセンター的機能等を活用したり、特別支援教育センターや県教育委員会に助言を求めたりするなど、子どもたちが共に教育を受けられるように地域の環境整備をしていく視点が重要です。

# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



## 2 就学に関する事前の相談・支援について

### 【ポイント】

#### ▶保護者や本人に十分な情報提供（6つの視点）

#### （1）就学に関する事前の相談・支援の目的と内容

##### ○ 就学に関する事前の相談・支援の機会

本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。

市町村教育委員会が行う就学に関する事前の相談・支援には、次のような機会が含まれます。

- ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・就学説明会の実施
- ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようになってきているか、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。

#### （2）就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

##### ○ 就学に関する事前の相談・支援の実施

障害者基本法第16条2項にある「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障がい者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」に基づき、以下の点について留意し、保護者や本人に十分な情報提供をすることが大切です。

### 【本人・保護者に伝えたい 6つの視点】

#### ① 保護者への事前の周知

就学に関する事前の相談・支援において、様々な活動が用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して早い時期から周知する。

#### ② 保護者が教育的ニーズについて理解が深まる説明

学びの場の検討に当たっては、子ども一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨む。

③ 本人や保護者の意向確認

学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるように説明する。

④ 本人や保護者に正確な情報提供

本人や保護者が、正確な情報を得た上で就学に関する事前の相談・支援を受けることができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努める。

\*例えば、具体的に、次のようなことを保護者に分かりやすく説明する

- ・就学の選択肢として予想される学校の教育目標や多様な学びの場
- ・対象となる子どもが学校生活を送る上で課題になりそうな内容
- ・支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）
- ・多様な学びの場の活用による成長事例

⑤ 保護者へ就学先の具体的な検討とプロセスの理解

本人及び保護者に対し、適切なタイミングで法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセスについての理解を促す。

⑥ 保護者へ学びの場の変更が柔軟であることの説明

就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝える。

活用資料：【資料4-1】【資料4-2】【資料4-3】【資料4-4】

### 3 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定について

#### 【ポイント】

▶本人や保護者の意向確認

▶市町村教育委員会による総合的な判断と合意形成

#### (1) 保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

##### ○ 意見聴取・情報提供に当たって

意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通じた子どもの育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要です。また、子どもが、その年齢及び能力に応じ、かつ、その障がいの状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、地域の教育資源等をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要です。

##### ○ 意向確認に当たって

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければなりません。ただし、「前項の目的を達成するため」とあるように、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者ととも醸成していくことが重要です。

##### ○ 本人の意見について

本人の意見について、学齢期の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいの状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。保護者の思いが、子ども本人の思いや子供の教育的ニーズとは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。

#### (2) 専門家からの意見聴取

##### ○ 多角的、客観的に検討するために

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市

町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

○ 小中学校等と特別支援学校間の転学の場合

小中学校等と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり、小中学校等は市町村教育委員会に設置義務があることから、密接に連携を図りつつ、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。その際に、必要に応じ教育支援委員会等の助言を得ることが望ましいです。

**(3) 総合的な判断と合意形成**

○ 総合的な判断の基本的な考え方

市町村教育委員会による総合的な判断については、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

○ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を図ることである。

市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえ、本人・保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

○ 学びの場の見直しやその手続き

さらに、就学先決定の際に、「学びの場」は固定したものではなく、個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を柔軟に変更等ができることや、見直しのための手続についても、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

○ 特別支援学校との居住地校交流について

特別支援学校に就学する場合には、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することが大切です。

**(4) 就学先の決定**

- 本人・保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先を決定する。

市町村教育委員会は、就学先の決定に関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子どもはその学校に就学することになります。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならないことに留意が必要です。

## 4 就学に関わる関係者に求められるもの

### 【ポイント】

#### ▶相談担当者の心構えと求められる専門性

#### (1) 就学先決定までのプロセスに関わる者として

就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもって、子どもが自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。

#### (2) 相談担当者の心構えと求められる専門性

##### ○ 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

教育相談担当者は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

##### ○ 教育相談の目的

教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

#### (3) 関係者に求められること

##### ○ 乳児期・幼児期の保育等担当者に求められること

障がいのある子どもを担当している認定こども園・幼稚園・保育所等の担当者は、子どもと接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに早期に気付くことが可能です。個別の教育支援計画等の作成を通して、実態の的確な把握（アセスメント）や必要な支援の内容を複数の担当者で検討したり、よりよい個別の教育支援計画等を作るために専門家等の活用を図ったりするなどして、具体的な対応を組織的に進めることが大切です。

なお、子どもの実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることが大切です。

○ 相談担当者に求められること

相談担当者は、障がいがある子どもの保護者にとって、教育だけでなく、むしろ幅広く「子育て」という視点で、我が子の指導や支援についてのアドバイスを与えてくれる存在でもあり、そのため、相談担当者自身が、日頃から学校や教育委員会と連携し、最新の情報を把握しておくことが大切です。

○ 医療・福祉・保健担当者（保健師等）に求められること

保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障がいのある子どもについての相談に応じることとなりますが、相談がその先の教育支援につながるように、市町村に設置されている特別支援に関する連携協議会等を有効に活用し、障がいのある子どもの情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切です。

○ 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められ、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。

特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子どもの多くが在籍していることから、必須です。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子どもへの指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

活用資料：【資料5-1】